

市税・国民健康保険料の納期は  
税(料)目により異なります

■市税・国民健康保険料の納期

市・府民税(普通徴収分)	6月・8月・10月・12月
固定資産税・都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月
国民健康保険料	6月～翌年3月の各月

※納期月の末尾が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

市税・国民健康保険料は  
納期限内に納めましょう

市税・国民健康保険料は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供する貴重な財源です。市税は納期限内に納付してください。

市税はコンビニでもお納めいただけます。

市税等は、市役所や銀行、信用金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニで納付できます(取扱金融機関やコンビニは納付書の裏面に記載しています)。

便利な口座振替の利用を  
口座振替は市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)、

または税務課で受け付けしていただきます。

※ゆうちょ銀行の口座振替は、直接、ゆうちょ銀行へ申し込んでください。

なお、5月15日(金)までに手続きをした場合は、納期が6月の市・府民税第1期分と国民健康保険料第1期分、および軽自動車税から、6月15日(月)までに手続きをした場合は、納期が7月の固定資産税・都市計画税第2期分と国民健康保険料第2期分から振替します。

納期限が過ぎた市税は京都府税務課へ  
納期限までに納付しない

と、延滞金や督促手数料が加算されることがあります。納期限までに納付がない場合は督促状を送付し、京都府と府内25市町村(京都市を除く)で組織する「広域連合(京都府地方税機構)」に徴収事務を移管し、同機構が徴収事務を行います。

納付が困難なときは  
災害や病気・けが、失業などにより、納期限までに納付が困難な場合は、納税通知書が届いてから第1期納期限(固定資産税は6月1日、市・府民税は6月30日)まで、税務課に相談してください。

※内容により、京都府地方税機構にご相談いただく場合があります。

税務課課収納係(☎9803・2481)

住宅のバリアフリー改修  
工事で固定資産税を減額

バリアフリー改修工事を実施した場合、次の要件で固定資産税を減額します。

減額の要件

▽住宅と居住者 新築した日から10年以上経過し、次のいずれかの人が居住する住宅(賃貸住宅を除く。改修後床面積50㎡以上280㎡以下)

①65歳以上の人(改修工事が完了した翌年1月1日現在)

②要介護認定または要支援認定を受けている人

③障がいのある人

▽対象となる改修工事  
令和4年3月31日までに、次の①～⑧のバリアフリー改修工事が完了し、補助金を除く自己負担額が50万円以上であること。

①廊下の幅 ②階段のこう配の緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改修 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差解消 ⑦引き戸への取り替え ⑧床表面の滑り止め

▽減額期間と範囲  
工事が完了した翌年度分で、改修した住宅の固定資産税額(床面積100㎡まで)の3分の1相当額を減額します。

▽手続き  
改修工事が完了後3カ月以内に工事内容・費用がわかる書類(工事明細書や工事箇所の写真等)と居住要件を満たす書類等を添えて税務課資産税係へ申請してください(必要に応じて現地確認を実施します)。

※申請の際にはマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と本人確認を行いますので、番号確認書類(通知カードなど)と本人確認書類(免許証やパスポートなど)を持参してください。なお、郵送の場合は、その写しを添付してください。

※すでにこの減額を受けたことがある場合、または住宅耐震改修軽減を受けている場合は適用できません。また、工事内容によっては、他の制度を利用できることもあります。詳しくはお問い合わせください。

税務課資産税係(☎9803・2480)

木造住宅の耐震性を高めるために

市内の木造住宅にかかる耐震改修工事等に要する費用に対し、助成します。

事業の内容については、次のとおりです。

木造住宅耐震診断士派遣事業

▼対象 ①、②に該当する木造住宅

①昭和56年5月31日以前に着工、または平成30年6月の大阪北部地震で、り災証明書(一部損壊以上)が交付されたもの

②延べ面積の2分の1以上が住宅として使用されているもの

▼費用 3,000円

▼募集戸数 30戸程度

▼受付期間 令和3年1月29日(金)まで(午前8時30分～午後4時(正午～午後1時除く))

木造住宅耐震改修費助成事業

概要については、表のとおりです。当事業においては、市が補助金を直接業者に支払う「代理受領制度」が利用できます。

▼申請方法 申請書に必要な書類を添えて住宅所有者または居住者が申請(様式は市ホームページからダウンロード可)

▼受付期間 5月18日(月)

～令和3年1月29日(金)(午前8時30分～午後4時(正午～午後1時除く))

▼注意事項

※先着順で予定戸数に達し次第、終了します。

※補助対象となる耐震シェルターについては、お問い合わせください。

※丸太組構法の住宅、旧建築基準法38条認定および型式適合認定によるプレハブ工法の住宅ほか、申請前に契約、着工しているものは対象外です。

※賃貸住宅などは、所有者の同意が必要です。

問都市整備課(☎983-5049)

○対象となる住宅および工事、補助概要

耐震改修工事の種類	対象工事に対する補助率	最大補助額(万円)	募集戸数(戸)	対象となる住宅および工事				改修後の評点	
				昭和56年5月31日以前に着工された住宅	平成30年6月大阪北部地震のり災証明書(一部損壊以上)が発行された住宅	耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断されたもの	「誰でもできるわが家の耐震診断」の結果、判定が10未満のもの	延べ面積の2分の1以上が住宅として使用されているもの	
								1.0以上に向上させるもの	向上させるもの
耐震改修工事	4/5	100	15戸程度	○	×	○	×	○	×
簡易耐震改修工事B	4/5	40	10戸程度	○	○	○	×	○	○
簡易耐震改修工事A	3/4	30	5戸程度(合計戸数)	○	○	-	○	○	○
耐震シェルター	3/4	30		○	×	○	×	○	-

自動車税の納期限は 6月1日です

自動車税の納税通知書を5月上旬に郵送します。お近くの銀行、信用金庫、郵便局等の金融機関、コンビニ、または京都府の納税窓口で、6月1日(月)までに納付してください。

※障がいのある人のための自動車税減免制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

問京都府山城広域振興局税務課

(☎0774-23-5400)

三菱UFJ銀行における  
税・料等の取り扱いについて

佛三菱UFJ銀行における税・料の窓口納付、口座振替の取り扱いは、令和3年3月末で終了します。口座振替で佛三菱UFJ銀行をご利用の人は変更手続きをお願いします。

口座振替納付取扱金融機関  
京都銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、

京都やましろ農業協同組合、池田泉州銀行、南都銀行、三井住友信託銀行、関西みらい銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、枚方信用金庫、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局(近畿2府4県)

問会計課(☎9803・1121)